

令和 8 年度			
受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 西区民まつり実行委員会事務局 担当者名 井上 電 話 320-8386
設 計 書 1 委 託 名「第51回西区民まつり」会場設営等業務委託 2 履 行 場 所戸部公園(自由広場・運動広場)、西前小学校等 3 履行期間 又は期限 ■期間 契約締結日から令和8年12月28日まで □期限 年 月 日 まで 4 契約区分 □ 確定契約 ■ 概算契約 5 その他特約事項 6 現 場 説 明 ■ 不要 □ 要 (月 日 時 分 場所) 7 委 託 概 要 (1) 西区民まつりで使用するパイプテント、机、椅子等のレンタル、 設営、音響設備・電気設備運営、イベント運営補助、撤収及び会場設計を 行う。 (2) その他 ※小雨決行・荒天中止となります。			

8 部 分 払

☐ す る (回以内)

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
「第51回西区民まつり」会場設営等業務委託	別紙仕様書による	1	式	円 () 円		別紙積算内訳書のとおり
業務費計					() 円	
消費税額	10%				() 円	
合計					() 円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

積算内訳書

名称		形状・寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
戸部公園《くらしの広場・健康ひろば・こどもの広場・ステージ・本部等》							
1	貸付関係						
	パイプテント	W3.6m×D2.7m	(123)	張		()	
	くらしの広場		98	張			仕様書、別紙2・4参照
	健康ひろば		10	張			仕様書、別紙2・5参照
	こどもの広場		7	張			仕様書、別紙2・6参照
	実行委員会分(本部など)		8	張			仕様書、別紙2・7参照
	パイプテント(大テント・飲食ブース用)	W5.4m×D3.6m	(6)	張		()	仕様書、別紙2・7参照
	テント四方幕	3.6m×2.7mテントに設置	(4)	箇所		()	仕様書、別紙2・7参照
	テント三方幕	3.6m×2.7mテントに設置	(59)	箇所		()	仕様書、別紙2・4・5・6・7参照
	机	W1.8m×D0.45m×H0.7、クロス付き	(364)	台		()	
	くらしの広場		260	台			仕様書、別紙2・4参照
	健康ひろば		36	台			仕様書、別紙2・5参照
	こどもの広場		25	台			仕様書、別紙2・6参照
	実行委員会分(本部など)		43	台			仕様書、別紙2・7参照
	パイプ椅子	折りたたみ式	(939)	脚		()	
	くらしの広場		432	脚			仕様書、別紙2・4参照
	健康ひろば		86	脚			仕様書、別紙2・5参照
	こどもの広場		44	脚			仕様書、別紙2・6参照
	実行委員会分(本部など)		377	脚			仕様書、別紙2・7参照
	パネル	掲示面：W1.8m×H0.9m、足付き	(39)	枚		()	
	くらしの広場		30	枚			仕様書、別紙2・4参照
	健康ひろば		9	枚			仕様書、別紙2・5参照
	こどもの広場		0	枚			仕様書、別紙2・6参照
	実行委員会分(本部など)		0	枚			仕様書、別紙2・7参照
	ブルーシート	控室用(W3.6m×D2.7m程度)	(3)	枚		()	仕様書、別紙2・7参照
	演台(ステージ用)		1	台			仕様書
	音響設備一式		1	式			仕様書、別紙2、8～13参照
	ポータブルシンク	W1.8m×D0.5m×H0.8m程度・3口	2	台			仕様書、別紙2参照
	手洗い用ハンドソープ	ポンプ式250ml	(4)	個		()	仕様書、別紙2参照
	トイレ目隠し		1	式			仕様書、別紙2参照
	ごみ分別回収ボックス一式	ボックス6個(90L相当・分別表示)、生ごみ用バケツ2個(45L相当)、ザル2個(生ごみ水切り用)、90Lゴミ袋200枚	1	式			仕様書、別紙2参照
	消火器	蓄圧式粉末消火器10型	(4)	本		()	仕様書
2	製作						
	会場案内看板	看板面：W1.8m×H1.2m、足付き 各会場入口：戸部公園3枚、西前小学校1枚	4	枚			仕様書、別紙14参照
	ステージ設備・看板一式		1	式			仕様書、別紙2、8～13参照
	西区民まつり無料バス臨時停留所看板	看板面：W0.45m×H0.9m、足付き	6	枚			仕様書、別紙15・16・17参照

積算内訳書

名称		形状・寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
西前小学校(校庭、ピロティ)《こどもの広場》							
1	貸付関係						
	パイプテント	W3.6m×D2.7m	(10)	張		()	仕様書、別紙3・6参照
	机	W1.8m×D0.45m×H0.7、クロス付き	(49)	台		()	仕様書、別紙3・6参照
	パイプ椅子	折りたたみ式	(125)	脚		()	仕様書、別紙3・6参照
	パネル	掲示面:W0.9m×H1.8m、足付き	(5)	枚		()	仕様書、別紙3・6参照
	エアートランポリン(ふわふわ)セット	本体、発電機、送風機、階段、養生用ブルーシート(W9m×D9m)、ウエイト6個、カラーコーン(H0.7～1m程度)30個・バー(1.5～2m程度)30本、取扱い説明書、その他必要備品	1	式			仕様書、別紙3・6参照
	カラーコーン・バー(ミニSL用)	カラーコーン(H0.7m～1m程度)60個・バー(1.5～2m程度)60本	(60)	組		()	仕様書、別紙3・6参照
	発電機(ミニSL用)	AC100V	1	台			仕様書、別紙3・6参照
	消火器	蓄圧式粉末消火器10型	(2)	本		()	仕様書
西区役所正面玄関前							
1	製作						
	臨時駐輪場案内看板	W0.6m×H1m程度、自立式	3	枚			仕様書、別紙1参照
全体経費							
1	運搬・設営・撤去 人件費一式		1	式			仕様書、別紙1～18参照
2	電気工事一式		1	式			仕様書、別紙1～18参照
業 務 費 計						()	
消 費 税 (10%)						()	
合 計						()	

概算数量の場合は、数量・金額を()で囲む

「第 51 回西区民まつり」会場設営等業務委託仕様書

1 第 51 回西区民まつり開催概要

(1) 開催日時

令和 8 年 11 月 1 日（日） 10 時 00 分～15 時 00 分 （小雨決行・荒天中止）

(2) 会場【別紙 1 参照】

ア 戸部公園（自由広場・運動広場）

西区中央 1-17、18

イ 西前小学校（校庭・ピロティ・コミュニティハウス・体育館）

西区中央 2-27-7

ウ 西区役所（にしとも広場・区役所前臨時駐輪場）

西区中央 1-5-10

(3) 主催

西区民まつり実行委員会

2 日程

(1) 設営日

令和 8 年 10 月 31 日（土） 8 時 00 分～19 時 00 分

→西前小学校校庭はミニ SL 設置作業を行うため、午前中までに設営を完了させること。

→西前小学校体育館は、午前中別団体が使用するため、午後から作業を開始すること。

(2) 開催日

令和 8 年 11 月 1 日（日） 10 時 00 分～15 時 00 分

(3) 撤収日

ア 令和 8 年 11 月 1 日（日） 15 時 00 分～19 時 00 分

→西前小学校、区役所前臨時駐輪場、戸部公園自由広場南側

イ 令和 8 年 11 月 2 日（月） 8 時 00 分～13 時 00 分

→戸部公園自由広場北側、運動広場（清掃・整地含む、備品は実行委員会で用意）

※1 日（日）に撤収することも可能

3 委託業務内容

(1) 会場レイアウト設計書の作成

委託者が提示した資料を基に、委託者との打ち合わせを行い、テント・その他設備の配置等を示した設計書を作成すること。

なお、必要に応じて事前に現地確認・計測等を行い、正確なレイアウト・図面を作成すること。

(2) 会場設営業務

(1) で作成した設計書を基に、会場設営を行うこと。ただし、出店団体との調整等により配置の変更等が必要な場合は、委託者の指示に従うこと。各会場の設営にあたり貸付及び製作を行う物品の数量は積算内訳書のとおりとし、設営内容の詳細は次のとおりとする。

ア 戸部公園（自由広場・運動広場）会場の設営

本会場には、くらしの広場・健康ひろば・こどもの広場・ステージ・本部等を設営する。

(ア) テント関連【別紙2・4・5・6・7・9参照】

- a レイアウト等に基づき、各団体ブースのテント（W3.6m×D2.7m）を設営すること。
- b テントは強風等で倒れることのないよう、ウェイト・杭等で固定すること。
- c テントごとに指定する数量の机（W1.8m×D0.45m×H0.7m、クロス付き）、椅子（折りたたみ式）、パネル（掲示面：W1.8m×H0.9m、足付き）を各テントに搬入すること。
また、指定のテントには三方幕（横幕のみの箇所あり）・四方幕を設置すること。
- d 戸部公園運動広場に飲食用テント6張（W5.4m×D3.6m）を設置すること。
- e ごみ分別回収ボックス用テント1張（W3.6m×D2.7m）を設置すること。また、ごみ集積所（フェンス裏）にもテント1張（W3.6m×D2.7m）を設置し、四方幕を設置すること。
- f 戸部公園自由広場の藤棚部分の2区画（No.72・73）については、天井部分にシートを設置し、葉などがブース内に落下しないようにすること（必要に応じて支柱を設置）。
- g 戸部公園自由広場ステージ・観客席付近に本部（音響用含む）テント3張、楽器置場1張、ステージ出演者用控室2張（全てW3.6m×D2.7m、控室は男女各1張）を設置すること。
なお、楽器置場及び控室にはそれぞれ四方幕・ブルーシート（床面用）を設置すること。

(イ) ステージ関連【別紙2・8・9・10・11・12・13参照】

- a ステージプログラム（演目、時間等）については、別紙8のとおり。
- b 資料に基づき、ステージ及び観客席を設営すること。また、必要備品・電源等を準備すること。
- c ステージ前方の階段部分は段差をなくし、平らな状態にすること。なお、ステージの設営にあたっては、出演者のパフォーマンス（ダンサー出演あり）に耐えうる強度での設営を行うこと。
- d ステージ上には固定したパンチシートを設置すること。
- e ステージ左右には舞台袖を設置し、出演者が出入りできるよう指定の箇所（4箇所）にカーテンを設置すること。舞台袖には出演者用に姿見（鏡）を設置すること。
- f 立入禁止箇所（3箇所）には、高さ1m程度の柵等を設置し、来場者が立ち入らないよう措置を講ずること。また、それぞれに「立入禁止」の表示をつけること。

- g 右袖前面には「ステージプログラム」(W0.9m×H1.8m予定、別途データ提供)を掲示すること。
- h 観覧席の後ろ(東向き)にも「ステージプログラム」(W0.9m×H1.8m予定・自立式、別途データ提供)を掲示すること。
- i ステージ後方にバックパネルを設置すること。なお、バックパネルのデザインは委託者が作成したデザインイメージを基に製作すること(バックパネル正面部分と同サイズ・W8.1m×H2.5~2.7m程度)。なお、バックパネルに掲載する協賛企業・団体のロゴデータは別途委託者から提供する(配置等の指示あり)。
- j ステージ下・前面には委託者から提供する「GREEN×EXP0 2027」の横幕を設置すること(受託者による横幕の製作は不要)。なお、委託者が提供する横幕はサイズW7m×H0.7m程度、素材はトロマットとする(ハトメなし)。設置にあたっては、区民まつり後も横幕が再利用できるよう十分配慮した方法で設置し、終了後、委託者に返却すること。
- k 本部テントとステージ前面の間は、幅2m以上の段差のない通路を設けること(配線等はカバーを設置すること)。
- l ステージ前面と観客席の間は、幅2m以上の間隔を空けること。
- m 開会式用の演台を1台用意すること。

(ウ) 音響設備【別紙2・8・9・10・11・12】

音響設備については、目的が達成できるよう必要な機材を準備すること。少なくとも、次の機材を準備すること(同等品可)。

音響メインミキサー(32ch デジタルミキサー)、スピーカー(メインスピーカー、サイドフィルスピーカー、スピーカースタンド、トランペットスピーカー)、パワーアンプ、CDプレイヤー、無停電装置、有線マイク(ダイナミックマイク)、ダイレクトボックス、ワイヤレスマイク(ワイヤレス受信機、ハンド型送信機、ベルトパック型送信機・ピンマイク、アンテナ)、マイクスタンド(ブームスタンド、ショートブームスタンド、ストレートスタンド、卓上スタンド)、トランシーバー(デジタルトランシーバー)、ケーブルプロテクター(ラバー製ワイドプロテクター)。

《ステージ関連設備》

- a ステージプログラム(演目、時間等)については、別紙8のとおり。
- b 資料に基づき、各団体の演目・運営に必要な音響設備(スピーカー・ミキサー・アンプ等を含む)について、必要機材の調整、設営、撤収等を行うこと。

- c 本部テント3張のうちステージ寄りの1張を音響設備用の専用テントとし、まつり開催時間中は音響設備関連の接続・操作等およびステージ運営に精通した者を配置すること。また、各出演団体のステージ上の準備・撤収等を補助する者を配置すること。なお、資料に基づき、必要な人員数を確保すること。
- d 当日の音響調整は、9時00分以降から始めること。なお、周辺住民に配慮し、必要最小限の音量で速やかに行うこと。

《会場内放送関連設備》

- e 戸部公園会場内にスピーカー等の案内用放送設備を設け、本部には案内放送が行えるよう必要設備を設けること。なお、放送が戸部公園会場内（運動広場・自由広場）の来場者等に行き届くよう、適切な数量・箇所にスピーカーを設置すること。

(エ) 電気設備【別紙2・4・5・6・7・8・9・10・11・12参照】

- a 資料に基づく電力供給量に応じ、必要な数量の発電機を適切な箇所に設置し、各ブースに電気を供給すること。ブースごとの電源口数、電力量等は資料を参照すること。
- b 発電機には安全上の措置として、囲い等を設置すること。
- c 配線等は車両が通行できる高さを確保し設置すること。
- d 当日は電気設備に精通した者を配置し、電気設備に関するトラブル等に対応すること。

(オ) 水道設備【別紙2参照】

- a レイアウト上の指定された位置に、ポータブルシンク（W1.8m×D0.5m×H0.8m程度・3口）を2台設置すること。
- b 水は公園既設の水道から引き、排水は公園既設の排水溝に流すこと。
- c 各ポータブルシンクに手洗い用のハンドソープ（ポンプ式250ml）を2個ずつ合計4個設置すること。

(カ) トイレ関連【別紙2参照】

- a 公園既設の公衆トイレ内部が外部から見えないよう両側（道路側・自由広場側）に目隠しを設置すること。目隠しの幅・高さはトイレ内部が見えないよう十分確保すること。
- b 当日は受託者がトイレ内の備品管理及び清掃を行い、常時良好な状態を維持すること。

(キ) ごみ分別回収ボックス関連【別紙2・7参照】

- a レイアウト上の飲食用テントの南側に設置するごみ分別回収ボックス用テント内にごみ分別回収ボックスを設置すること
- b 90リットル相当の回収ボックスを設置場所に6個配置すること。各ボックスには「燃やすごみ」・「プラスチック」・「びん」・「缶」・「ペットボトル」・「紙」の分別表示をすること。

- c 生ごみ用の 45 リットル相当のバケツ 2 個、ザル 2 個（水切り用）を用意すること。
- d 透明ごみ袋（90 リットル）200 枚を用意すること。
- e テントには机 2 台、椅子 7 脚を用意すること。

（ク）その他【別紙 2 参照】

戸部公園車両搬入口 3 か所について、車止めの穴をふさぎ、通行等の安全を保つこと。なお、撤去の際に原状復帰できる方法で安全カバー等を設置すること。

イ 西前小学校（校庭・ピロティ）会場の設営

本会場には、こどもの広場を設営する。

（ア）テント関連【別紙 3・6 参照】

- a レイアウト等に基づき、各団体ブースのテント（W3.6m×D2.7m）を設営すること。
- b テントは強風等で倒れることのないよう、ウェイトで固定すること。
- c テントごとに指定する数量の机（W1.8m×D0.45m×H0.7m、クロス付き）・椅子（折りたたみ式）・パネル（掲示面：W0.9m×H1.8m、足付き）を搬入すること。また、指定のテントには三方幕を設置すること。

（イ）ミニ S L コーナー【別紙 3・6 参照】

- a ミニ S L コーナー（スポーツ推進委員第一地区）には、カラーコーン（H0.7～1m 程度）60 個及びバー（1.5～2m 程度）60 本を準備すること（設置不要）。
- b 発電機（AC100V）をテント付近に設置すること。

（ウ）エアートランポリン（ふわふわ）【別紙 3・6 参照】

- a レイアウト上の「ふわふわ」の位置にエアートランポリンセットを準備すること。
- b セット内容は、①本体、②発電機（送風機に応じた仕様）、③送風機、④階段、⑤養生用ブルーシート（W9m×D9m、エアートランポリンの床面に使用）、⑥ウェイト（ブルーシート用）6 個、⑦カラーコーン（H0.7～1m 程度）30 個・バー（1.5～2m 程度）30 本、⑧取扱説明書とする。その他エアートランポリンの使用に必要な備品がある場合には、それらの備品も含めること（設置不要）。
- c エアートランポリン本体のサイズは、W7m×D7m 程度（高さは問わない）の範囲に収まるものであること。また、種類・形状等の選定については委託者と調整のうえ決定すること。
- d 本体を含めたすべての備品の事前点検を行い、使用できない備品については当日までに代替品を用意すること。

- e 当日 8 時 00 分までに指定の場所にすべての備品を設置すること。なお、当日の運営は委託者で行うが、必要に応じて発電機の稼働・停止を含めた準備・撤収に伴う作業の補助を行うこと。

ウ 西区役所会場（区役所前臨時駐輪場）の設営【別紙 1 参照】

西区役所正面玄関前に設置する臨時駐輪場に「西区民まつり臨時駐輪場」と表示した看板（看板面：W0.6m×H1m程度・自立式）を 3 枚設置すること。なお、にしとも広場については特段の設営は不要である。

エ その他全体にかかわる設営

（ア）消火器の設置

- a 委託者から指定された箇所に消火器 6 本を設置すること。設置箇所は各発電機設置場所（令和 7 年度実績：5 台・5 本）および本部（1 本）とする。
- b 設置する消火器の種別は「蓄圧式粉末消火器 10 型」とする。
- c 当日 9 時 00 分までに設置のうえ、「消火器」の表示をすること。また、まつり終了後、当日中に回収すること。

（イ）会場案内看板の作成・設置【別紙 14 参照】

- a 委託者が印刷用のデータを入稿し（10 月中旬を予定）、入稿されたデータで会場案内看板（看板面：W1.8m×H1.2m予定・足付き）を 4 枚作成し設置すること。
- b 設置場所は資料を参照のこと（4 か所）。
- c 各案内看板には現在地表示を入れること。

（ウ）無料シャトルバス 臨時バス停留所の案内看板の作成・設置【別紙 15・16・17 参照】

- a 西区民まつり用の臨時バス停留所であることを示す看板を 6 枚（6 種類）作成すること（W0.45m×H0.9m予定・足付き、時刻表は別紙のとおり）。なお、看板のデザインは委託者が作成したデザイン案を基に製作すること。
- b 作成した看板は当日に各ルートの始発 1 時間前までに、指定の各臨時バス停留所（5 か所）に設置すること。

(3) ステージ出演団体との音響打合せ

当日はリハーサルやステージ出演団体との打合せの時間はないため、ステージ出演団体との事前確認を目的として、次のとおり、ステージ出演団体と事前打合せを実施すること。なお、打合せには音響設備関連の接続・操作等およびステージ運営に精通した者が出席すること。

- ア 日時 令和8年10月2日（金） 15時00分～17時00分（終了時間は予定）
- イ 場所 西区役所4階 4B会議室
- ウ 内容 楽器やマイクの配置・接続、音出しのタイミング等の事前確認
- エ 対象 ステージ出演団体のうち、4団体（団体名等は別紙8のとおり）

(4) 当日運營業務

- ア 備品・物品や設備全般に関するトラブル対応を行い、不備が生じた場合には迅速に対応できる人員体制を確保すること。
- イ 電気設備の管理を行うこと。これに伴い、電気設備に精通した者を会場に配置し、電気設備に関するトラブル等に対応すること。
- ウ 音響設備の管理を行い、ステージの運営補助を行うこと。これに伴い、音響設備関連の接続・操作等およびステージ運営に精通した者を会場に配置すること。
- エ トイレ内の備品管理及び清掃を行い、常時良好な状態を維持すること。
- オ その他運営に必要な事項について、委託者の指示に従い対応すること。
- カ 事故、緊急事態等が発生した場合は、委託者の指示に従い対応すること。

(5) 会場撤収業務

「2 日程」のとおり、撤収作業を行うこと。

4 開催中止の判断について

荒天・その他の事情により、当日の開催が困難であると委託者が判断した場合は、西区民まつりを中止とする。なお、中止となった場合の支払いは、中止連絡日時に応じて、次のとおりとする。ただし、委託者・受託者双方合意のうえで、支払額を決定した場合はこの限りではない。

中止連絡日時	0	12	24 (時)
当日 (11月 1 日)	100%		
1 日前	75%	100%	
2 日前	60%	75%	
3 日前	50%	60%	
4 ～ 5 日前	50%		
6 ～ 7 日前	30%		
8 日以上前	なし		

※8日以上前に中止の判断をした際は、着手した製作物および購入品の実費相当分についてのみの支払いとする。

5 その他

- (1) 当日は、特に机やパイプ椅子など、出店団体等が持ち込む備品も存在するため、受託者は、自身の貸付備品であることを容易に判別できるようにしておくこと。
- (2) 受託者は、従事者の行為により身体及び財物等に損害を与えた場合は、責任をもって損害を賠償する等、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、業務内容をよく理解したうえで、従事者の人選をするよう配慮すること。
- (4) 委託業務を進めるにあたっては、適宜委託者と調整のうえ進めること。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者に確認のうえ指示に従うこと。なお、仕様書の内容に変更が生じる場合は、委託者・受託者双方協議のうえ、変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書等に定めのない事項については、横浜市委託契約約款に基づくほか、双方協議のうえ決定するものとする。
- (6) 受託者はこの契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内にその氏名その他必要な事項を委託者に通知すること。なお、現場責任者を変更した場合は速やかに通知すること。また、受託者はこの契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知すること。
- (7) 受託者は西区民まつり終了後、履行期間内にこの契約の履行について、書面により必要な事項を委託者に報告すること。当該書面には、設営状況が客観的にわかる資料（写真等）を添付すること。また、資料の元となるデータにもついても併せて提出すること。

【担当】

西区民まつり実行委員会事務局

〒220-0051 横浜市西区中央 1-5-10

(西区役所地域振興課内 4階 47番窓口)

担当 井上・桑原

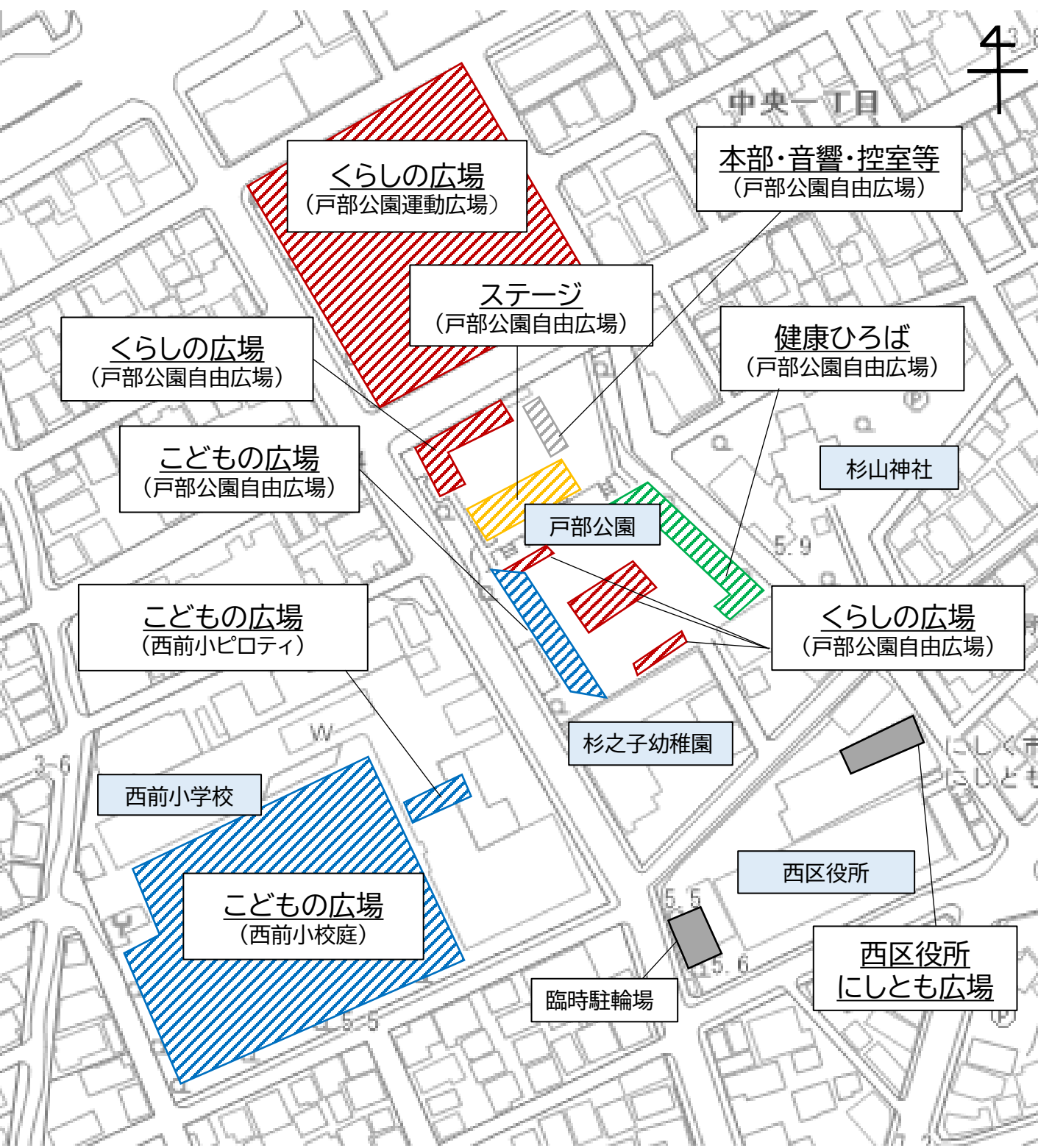
電話：320-8386 FAX：322-5063

Eメール：ni-kuminmatsuri@city.yokohama.lg.jp

別 紙 資 料

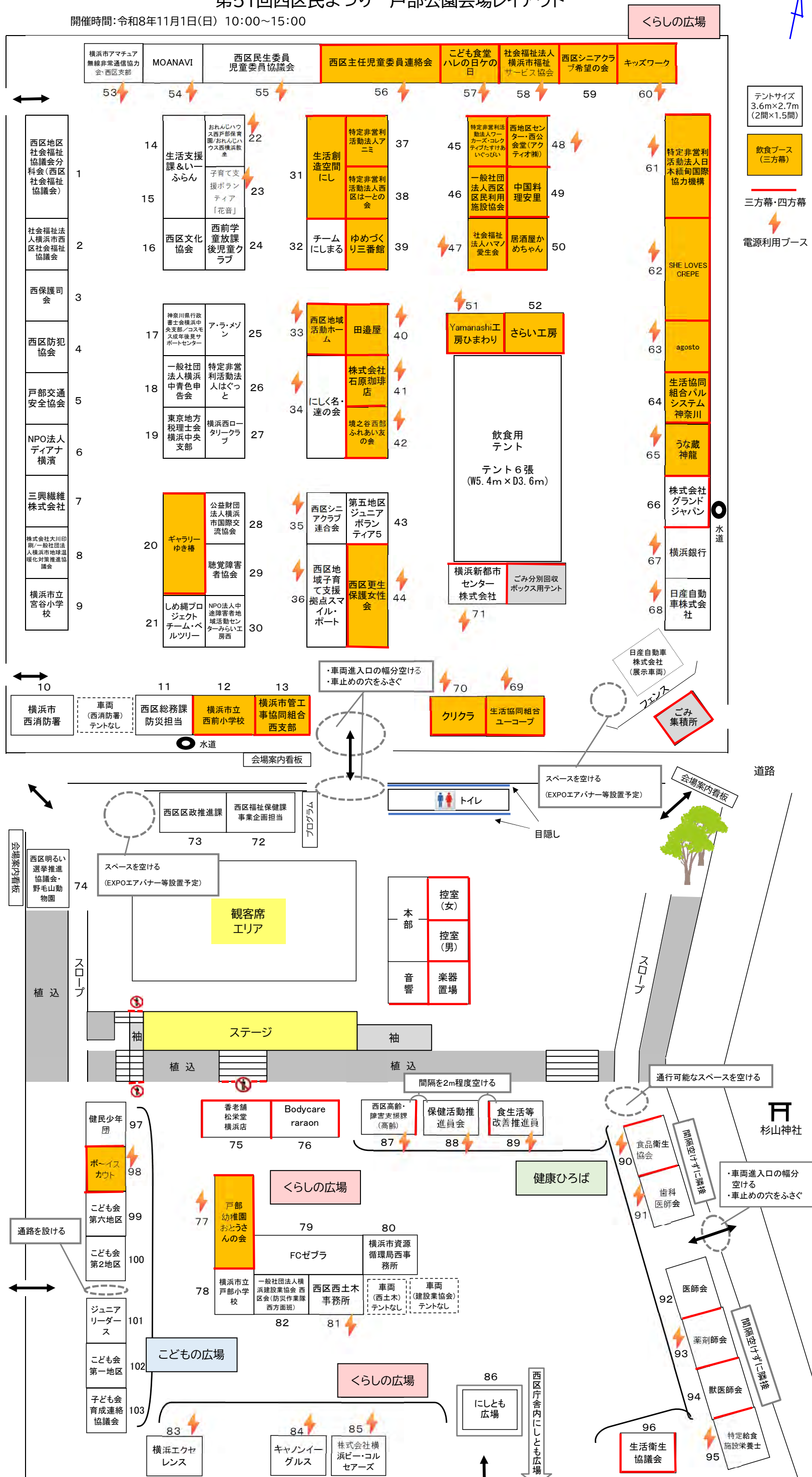
- 別紙 1 第 51 回西区民まつり会場配置図
- 別紙 2 第 51 回西区民まつり 戸部公園会場レイアウト
- 別紙 3 第 51 回西区民まつり 西前小学校会場レイアウト
- 別紙 4 くらしの広場出店団体一覧
- 別紙 5 健康ひろば出展団体一覧
- 別紙 6 こどもの広場出店団体一覧
- 別紙 7 戸部公園（運動広場・自由広場）その他ブース一覧
- 別紙 8 ステージプログラム等一覧
- 別紙 9 ステージ設営図① ステージ全体図
- 別紙 10 ステージ設営図② ステージ詳細図
- 別紙 11 ステージ設営図③ ステージ断面図（イメージ図）
- 別紙 12 ステージ設営図④ 設営イメージ写真（R7 年度）
- 別紙 13 ステージ設営図⑤ バックパネルデザインイメージ
- 別紙 14 会場案内看板設置図
- 別紙 15 無料シャトルバス臨時バス停留所看板デザイン案
- 別紙 16 無料シャトルバス臨時バス停留所看板設置場所
- 別紙 17 第 51 回西区民まつり 無料シャトルバス時刻表
- 別紙 18 参考資料

第51回西区民まつり会場配置図



第51回西区民まつり 戸部公園会場レイアウト

開催時間:令和8年11月1日(日) 10:00~15:00

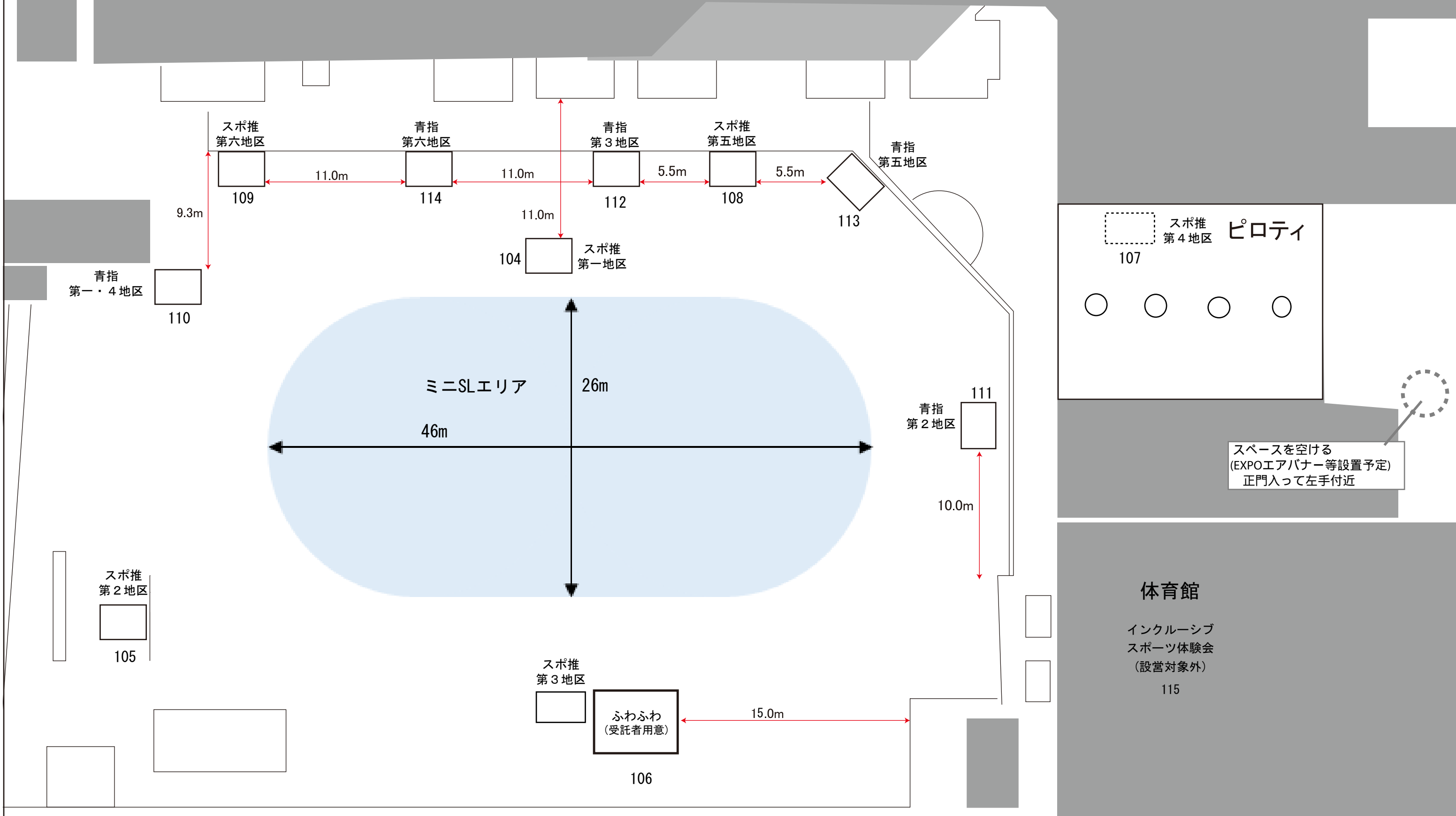


※このレイアウト図はおおよその位置を表したもので、広さ・縮尺は考慮していません

第51回西区民まつり 西前小学校会場レイアウト

開催時間：令和8年11月1日（日）10：00～15：00

※西前小学校エリアは14:30終了予定



レイアウト 区画No.	受付No.	団体名	出店内容	食品 提供	区画数	テント (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	電源使用	合計ワット数 ①②③合計	電源口数	電気器具名①	数量①	ワット数① 小計	電気器具名②	数量②	ワット数② 小計	電気器具名③	数量③	ワット数③ 小計
1	29	社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会	社会福祉協議会事業の紹介、共同募金活動	×	1	1	0	4	6	1	×	0	0									
2	30	西区 地区社会福祉協議会（地区社協分科会）	区内内6地区社協の活動紹介	×	2	2	0	6	9	6	×	0	0									
3	21	西保護司会	薬物乱用防止啓発パネル展示、啓発物品配布	×	1	1	0	5	13	0	×	0	0									
4	37	西区防犯協会	防犯クイズ、ガチャガチャ、啓発品配布	×	1	1	0	4	8	0	×	0	0									
5	61	戸部交通安全協会	交通安全クイズ	×	1	1	0	3	6	0	×	0	0									
6	57	NPO法人 ディアナ横濱	手作り小物販売、ハンドマッサージ、クラフト講座	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
7	11	三興繊維株式会社	スカーフ各種、日本製シルク商品の販売	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
8	68	株式会社大川印刷／（一社）横浜市地球 温暖化対策推進協議会	脱炭素行動のアンケート実施、省エネ行動の紹介、脱炭素コーナー、再生可能エネルギー100%でつくる「風と太陽®」の紹介	×	1	1	0	3	3	0	×	0	0									
9	20	横浜市立宮谷小学校	リボンブーケ・一緒に作るタネ団子・謎解き・草木染めワークショップ、ドライフラワーブーケ・バスボム・レトルトカレー販売	×	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
10	15	西消防署	火災予防・予防救急・消防団活動の広報	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
11	32	西区役所総務課防災担当	防災啓発、啓発パネル展示、啓発物品配布	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
12	55	横浜市立西前小学校	ベジブロス販売、廃油回収、謎解きゲーム	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
13	5	横浜市管工事協同組合 西支部	上下水道の相談、ゆでたまごの販売	○	1	1	1	4	10	0	×	0	0									
14	71	（株）いーふらん×生活支援課「みらいラボ」	生活相談やこども食堂の取組を学べる体験型ブース	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
15	75	【協賛】（株）いーふらん×生活支援課「みらいラボ」	生活相談やこども食堂の取組を学べる体験型ブース	○	1	1	1	4	4	6	×	0	0									
16	39	西区文化協会	似顔絵の販売	×	1	1	0	4	8	0	×	0	0									
17	62	神奈川県行政書士会横浜中央支部／コスモス成年後見サポートセンター	相続・遺言・成年後見などの無料相談会	×	1	1	0	4	12	2	×	0	0									
18	6	一般社団法人横浜中青色申告会	税金・青色申告会の広報活動（パンフレット配布など）	×	1	1	0	3	6	0	×	0	0									
19	3	東京地方税理士会 横浜中央支部	税理士による無料税務相談、税務に関する物品等の配布	×	1	1	0	4	8	0	×	0	0									
20	44	ギャラリーゆき椿	器・漆器・小物販売、3Rや食の安全の紹介、おでん・おしるこ・おかしの試食	○	2	2	2	4	6	0	×	0	0									
21	60	しめ縄プロジェクト/チーム・ベルツリー	年末に向けたお正月飾り（しめ縄）作り講座の案内・告知、しめ縄展示、定期活動紹介、バザー	×	1	1	0	3	5	0	×	0	0									
22	23	おれんじハウス西戸部保育園・西横浜教室	子ども向けゲームコーナー	×	1	1	0	2	3	0	○	10	1	CDプレイヤー	1	10						

レイアウト 区画No.	受付No.	団体名	出店内容	食品 提供	区画数	テント (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	電源使用	合計ワット数 ①②③合計	電源口数	電気器具名①	数量①	ワット数① 小計	電気器具名②	数量②	ワット数② 小計	電気器具名③	数量③	ワット数③ 小計
23	73	地域交流ボランティア「花音」	お花のミニワークショップや販売	×	1	1	0	2	3	0	○	100	1	グルーガン	1	100						
24	38	西前学童放課後児童クラブ	ゲームコーナー、バザー	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
25	16	ア・ラ・メゾン	リース、手芸小物、エコバッグ販売、ワークショップ	×	1	1	0	2	10	0	×	0	0									
26	45	特定非営利活動法人 はぐっと	的当てなどの子ども向け遊びコーナー	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
27	59	横浜西ロータリークラブ	活動紹介リーフレット・記念品の配布	×	1	1	0	2	13	0	×	0	0									
28	72	公益財団法人横浜市国際交流協会	「やさしい日本語」の紹介と多文化共生の啓発	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
29	51	西区聴覚障害者協会	手話体験、聴覚障害への理解促進	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
30	4	NPO法人 中途障害者地域活動センター みらい工房西	クラフトテーブル製のカゴや小物、ステンシルタオルの 販売	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
31	14	生活創造空間にし	アロマストーン、復興支援品、菓子・惣菜パン（カツ サンド等）、惣菜の販売	○	2	2	2	6	6	0	×	0	0									
32	27	チームにしまる	チームにしまるのロゴマークにそれぞれで「顔」を書 いてもらい、様々な個性を分かち合う企画	×	1	1	0	5	6	0	×	0	0									
33	69	NPO法人西区地域活動ホーム	クッキー・マドレーヌ、さおり織等の販売	○	1	1	1	3	6	0	×	0	0									
34	63	にしく名・達の会	バザー、体験教室（フェイスペイント等）、会の活動 紹介、会員募集、「第24回西区街の名人・達人まつ り」の告知等	×	2	2	0	6	10	0	○	60	3	アンプ	1	20	ラジカセ	1	20	ドライヤー	1	20
35	58	西区シニアクラブ連合会	バザー、活動紹介	×	1	1	0	2	3	2	○	985	1	ポット	1	985						
36	12	西区地域子育て支援拠点スマイル・ポー ト	幼稚園・保育園PRパネル、地域の子育て情報の展示、 子育てサポートシステムPR、妊婦体験、赤ちゃん人形 抱っこ体験、親子向けパフォーマンス	×	2	2	0	4	6	0	○	83	2	CDプレイヤー	1	38	アンプ	1	45			
37	65	特定非営利活動法人アニミ	惣菜パン、菓子パン、クッキー・マドレーヌ・パウン ドケーキなど焼き菓子の販売	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
38	46	特定非営利活動法人 西区はーとの会	施設紹介、自主製品販売、うどんとかき揚げ天井セッ トの販売	○	1	1	1	4	6	0	×	0	0									
39	18	ゆめづくり三番館	クッキー・パウンドケーキなど焼き菓子の販売	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
40	54	(有) 田邊屋	和菓子の販売	○	1	1	1	3	3	0	○	40	1	レジスター	1	40						
41	8	石原珈琲店	コーヒー豆、ホットコーヒー・アイスコーヒーの販売	○	1	1	1	3	3	0	○	5,500	4	IHコンロ	3	4200	ヒートシー ラー	1	1300			
42	70	境之谷西部ふれあい友の会	フランクフルト、団子、炊き込みご飯、焼うどん、か き氷、フライドポテトの販売	○	1	1	1	2	3	0	○	1,700	2	ホットプレート	1	1200	かき氷機	1	500			
43	34	第五地区ジュニアボランティア5	赤い羽根共同募金啓発、活動紹介、バザー	×	1	1	0	5	8	0	×	0	0									
44	35	西区更生保護女性会	標語入りビスケット・あられ・磯辺もち・どら焼き・ 団子・ルイボスティー等の販売、手芸品や雑貨の販 売、パンフレットや啓発資材の配布	○	2	2	2	9	6	0	○	3,600	3	ホットプレート	3	3600						

レイアウト 区画No.	受付No.	団体名	出店内容	食品 提供	区画数	テント (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	電源使用	合計ワット数 ①②③合計	電源口数	電気器具名①	数量①	ワット数① 小計	電気器具名②	数量②	ワット数② 小計	電気器具名③	数量③	ワット数③ 小計
45	19	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあいぐっぴい	お汁粉の販売	○	1	1	1	3	5	0	×	0	0									
46	28	一般社団法人西区区民利用施設協会	落書きせんべいの販売	○	1	1	1	3	7	0	×	0	0									
47	47	社会福祉法人 ハマノ愛生会	ワッフル、ペットボトル飲料の販売	○	1	1	1	4	6	0	○	4	3	ホットプレート	3	4						
48	2	西地区センター・西公会堂（アクティオ（株））	BIGチーズバーガー、ロングカレーパン、ロングチュロス、生バジルフランク、チョリパンなどの販売	○	1	1	1	2	3	0	○	250	1	保温機	1	250						
49	40	株式会社安里	焼売、中華弁当の販売	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
50	25	居酒屋 かめちゃん	鶏の唐揚げ、フライドポテト、生ビールの販売	○	1	1	1	4	3	0	×	0	0									
51	66	Yamanashi 工房ひまわり	ふわふわかき氷、もつ煮込みカレー、フライドポテトの販売	○	1	1	1	2	3	0	○	90	3	かき氷機	1	30	電気フライヤー	2	60			
52	74	さらい工房	焼きそば、チヂミ、フライドチキンの販売	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
53	22	横浜市アマチュア無線非常通信協力会・西支部	アマチュア無線のPR資料配布・公開運用、災害時の非常通信による有用性の揭示、無線機器の使い方など	×	1	1	0	2	3	0	○	500	3	無線機器	1	400	半田ごて	2	100			
54	67	モアナビ協創学園MOANAVI	ゲームコーナー、小物販売	×	1	1	0	2	3	0	○	70	1	PC	1	70						
55	42	西市民生委員児童委員協議会	活動紹介パネル展示、缶バッジ作り、啓発物品配布	×	2	2	0	6	10	3	○	600	1	CDプレイヤー	1	600						
56	43	西区主任児童委員連絡会	カレーライス・飲み物の販売	○	2	2	2	4	6	0	○	2,000	2	電気ポット	2	2000						
57	48	こども食堂ハレの日ケの日	ホットドッグ・ハンバーガー・焼きとうもろこし・ハッシュドポテトの販売、活動PR	○	1	1	1	4	3	0	○	1,200	1	ホットプレート	1	1200						
58	56	社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会	ポップコーン、味噌田楽の販売	○	1	1	1	3	6	0	○	600	1	ポップコーンメーカー	1	600						
59	10	西区シニアクラブ 希望の会	鉄板焼きそばの販売	○	1	1	1	2	3	0	×	0	0									
60	33	キッズワーク	フランクフルト販売、射的	○	1	1	1	3	5	0	○	2,600	2	ホットプレート	2	2600						
61	24	ミャンマーゲート	モヒンガ・チャーハン・サムサの販売、ミャンマー文化の紹介	○	2	2	2	6	10	0	○	3,500	3	電子レンジ	1	800	IHコンロ	1	2000	電気ポット	1	700
62	36	SHE LOVES CREPE	焼きたてクレープの販売	○	2	2	2	4	6	0	○	4,800	4	クレープ鉄板	2	2400	クレープ鉄板	1	1200	クレープ鉄板	1	1200
63	49	agosto	ポークステーキ、伊勢うどん、生ビールの販売	○	1	1	1	2	3	0	○	1,950	4	スープジャー	2	440	湯沸かしポット	1	1250	保温マット	1	260
64	76	【協賛】生活協同組合パルシステム神奈川	プリン、ヨーグルト、ジュースの無料試食	○	1	1	1	2	8	0	×	0	0									
65	77	【協賛】うな蔵 神龍	ミニうな丼、うな蔵おにぎりの販売	○	1	1	1	3	5	1	○	600	1	電子レンジ	1	600						
66	78	【協賛】株式会社グランドジャパン グランドジャパン杯運営委員会	西区少年少女野球大会「グランドジャパン杯」PR、参加チームの団員募集チラシ配布、子供用ストラックアウト	×	1	1	1	2	3	2	×	0	0									
67	79	【協賛】株式会社横浜銀行	おかねに関するクイズ	×	1	1	0	3	8	1	○	160	5	タブレット端末	4	130	モニター	1	30			

レイアウト 区画No.	受付No.	団体名	出店内容	食品 提供	区画数	テント (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	電源使用	合計ワット数 ①②③合計	電源口数	電気器具名①	数量①	ワット数① 小計	電気器具名②	数量②	ワット数② 小計	電気器具名③	数量③	ワット数③ 小計
68	80	【協賛】日産自動車株式会社	調整中	×	1	1	0	2	3	0	○	130	2	ノートPC	2	130						
69	81	【協賛】生活協同組合ユーコープ	おうち00-0PのPR・布林・ヨーグルト・アイスの無料試食	○	1	1	1	2	10	0	×	0	0									
70	82	【協賛】クリクラ	宅配水のクリクラの試飲、お菓子釣り	○	1	1	1	2	3	0	○	500	2	ウォーターサーバー	1	450	モニター	1	50			
71	83	【協賛】横浜新都市センター	オリジナルトートバッグ製作	×	1	1	0	4	6	4	○	2,400	2	ドライヤー	2	2400						
72	1	西区福祉保健課 事業企画担当	にこまちブランの啓発、パネル展示・啓発物品配布・こども向けアンケート	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
73	53	西区区政推進課	GREEN×EXPO 2027のPR、クイズや球根配布	×	2	2	1	4	6	0	×	0	0									
74	26	西区明るい選挙推進協議会・野毛山動物園	選挙啓発パネルの展示、模擬投票、選挙啓発マスコット「イコットJr」との記念撮影	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
75	64	香老舗 松栄堂 横浜店	お香・匂い袋・香皿・香炉の販売	×	1	1	1	3	3	0	×	0	0									
76	13	Body Care raraon	もみほぐし体験会	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
77	41	戸部幼稚園おとうさんの会	わたあめ販売、親子向けアコースティック演奏	○	2	2	2	4	6	0	○	3,500	3	綿菓子機	2	2000	湯沸かしポット	1	1500			
78	52	横浜市立戸部小学校	バルーンアートの紹介・展示	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
79	50	FCゼブラ	サッカーゲーム	×	2	2	0	4	6	0	×	0	0									
80	17	資源循環局西事務所	射的ゲームまたはごみ分別つりゲーム	×	1	1	0	2	3	0	×	0	0									
81	31	西区西土木事務所	道路・下水道・公園の啓発、道路パトロールカー展示	×	1	1	0	2	3	0	○	1,500	1	バッテリー充電器	1	1500						
82	9	一般社団法人 横浜建設業界 西区会（防災作業隊西方面班）	活動パネル展示、建設重機の展示・試乗、記念撮影会	×	2	2	0	4	6	2	×	0	0									
83	84	【協賛】横浜エクセレンス	調整中	×	1	1	0	2	3	0	0	0	0									
84	85	【協賛】横浜キャノンイーグルス	調整中	×	1	1	0	2	3	0	0	0	0									
85	86	【協賛】横浜ビー・コルセアーズ	調整中	×	1	1	0	2	3	0	0	0	0									
86	7	にしく市民活動支援センター「にしとも広場」	おやこ休憩室、アート展、スタンプラリー	×	0	0	0	0	0	0	×	0	0									
						98	46	260	432	30		39,032										

健康ひろば出展団体一覧

別紙5

[illegible]

テント位置	レイアウト 区画No.	団体名	出店内容	食品 提供	区画数	テント (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	電源使用	合計ワット数 ①②③合計	電源口数	電気器具名①	数量①	ワット数① 小計	電気器具名②	数量②	ワット数② 小計	電気器具名③	数量③	ワット数③ 小計	備考
戸部公園	98	ボーイスカウト西区連絡会	①焼きマシュマロ②フランクフルト	○	1	1	1	3	4	0	×	0	0										
戸部公園	97	横浜市健民少年団西管区	バルーンアート・スーパーボールすくい	×	1	1	0	3	4	0	○	15	1	水流ポンプ	1	15							
戸部公園	103	子ども会育成連絡協議会	手作り（クラフト）	×	1	1	0	5	18	0	×	0	0										
戸部公園	102	こども会 第一地区	コリントゲーム	×	1	1	0	5	8	0	×	0	0										
戸部公園	101	ジュニアリーダーズクラブ	レクレーションゲーム	×	1	1	0	3	6	0	×	0	0										
戸部公園	100	こども会 第2地区	ゲーム（たからつり）	×	1	1	0	2	2	0	×	0	0										
戸部公園	99	こども会 第六地区	ゲーム（缶おとし）	×	1	1	0	4	2	0	×	0	0										
西前小校庭	104	スポーツ推進委員 第一地区	ミニSL	×	1	1	0	4	16	0	○	※	1										※発電機（AC100V）を設置すること
西前小校庭	105	スポーツ推進委員 第2地区	モルック、グランドゴルフ体験会	×	1	1	0	2	5	0	×	0	0										
西前小校庭	106	スポーツ推進委員 第3地区	ふわふわ	×	1	1	0	2	8	0	○	※	1										※エアートランポリン用送風機の仕様に応じた発電機を設置すること
西前小ピロティ	107	スポーツ推進委員 第4地区	スタンプラリー景品交換所	×	0	0	0	4	6	0	×	0	0										
西前小校庭	108	スポーツ推進委員 第五地区	ボックスくじ	×	1	1	0	8	10	0	×	0	0										
西前小校庭	109	スポーツ推進委員 第六地区	ダイスキッズ	×	1	1	0	4	9	0	×	0	0										
西前小校庭	110	青少年指導員 第一・4地区	ミニゴルフ	×	1	1	0	3	15	1	×	0	0										ラインカーを借用させてください
西前小校庭	111	青少年指導員 第2地区	輪投げカントリー	×	1	1	0	0	0	0	×	0	0										机・椅子は自治会より借りて持ち込むので、手配は不要です
西前小校庭	112	青少年指導員 第3地区	工作あそび	×	1	1	0	5	12	0	×	0	0										
西前小校庭	113	青少年指導員 第五地区	落書きコーナー	×	1	1	0	11	18	4	×	0	0										パネル固定用にウエイト8個
西前小校庭	114	青少年指導員 第六地区	ペーパークラフト	×	1	1	0	6	26	0	×	0	0										
						17	1	74	169	5		15											

戸部公園(運動広場・自由広場) その他ブース一覧

別紙7

ブース種別	テント (3.6×2.7m) (合計)	テント (5.4×3.6m) (合計)	四方幕 (合計)	三方幕 (合計)	机 (合計)	椅子 (合計)	パネル (合計)	備考
本部(音響)	3	0	0	3	15	20	0	・三方幕はテント3張の音響側及び裏側 ・別途音響設備等を設置
控室(男・女)・楽器置場	3	0	3	0	2	6	0	・各テント床面にブルーシート設置 ・各控室に机1台・椅子3脚を搬入
ステージ観客席	0	0	0	0	0	200	0	
飲食用テント	0	6	0	0	24	144	0	
ゴミ分別回収ボックス用テント	1	0	0	1	2	7	0	・別途ゴミ箱等を設置
ゴミ集積所	1	0	1	0	0	0	0	
	8	6	4	4	43	377	0	

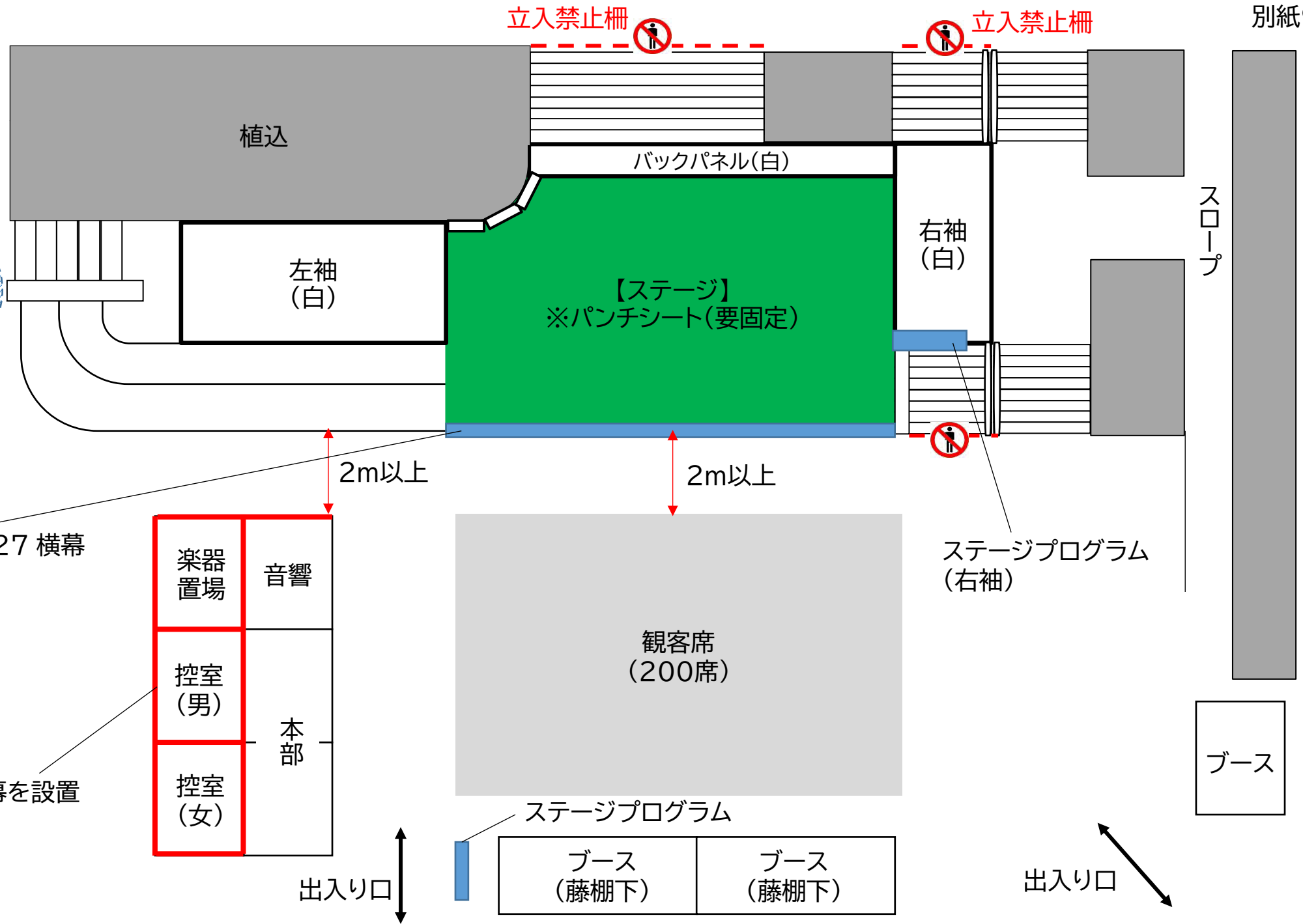
枠	プログラム No.	団体名	ジャンル	所要 時間	開始 時間	終了 時間	ワイヤレス マイク	有線 マイク	マイク スタンド	ピン マイク	長机	パイプ 椅子	音源 (CD)	電源 口数	備考	音響打合せ
実行委員会 1	1	杉豊太鼓同好会	豊年太鼓・疾風太鼓	20	9:40	10:00	1	0	1	0	0	0		0		－
実行委員会 2	2	開会式	開会式	25	10:00	10:25	1	1	2	0	0	15	○	0		－
実行委員会 3	—	予備時間	予備時間	5	10:25	10:30										
公募 1	3	Halau Ka Lei Aloha o makale'a(旧Halau Hula o Makale'a)	フラダンス	10	10:30	10:40	0	0	0	0	0	0	○	0		
公募 2	4	横浜ハーティースポーツクラブ フジダナハーツ アニー	キッズチアダンス	10	10:40	10:50	1	0	0	0	0	0	○	0		
公募 3	5	横浜市立宮谷小学校 5年 1 組	芸能（落語）	10	10:50	11:00	1	0	1	2	0	0	○	1		
公募 4	6	BSC杉之子チアダンスクラブ	チアダンス	10	11:00	11:10	2	0	0	0	0	0	○	0		
公募 5	7	老松中学校 ダンス部	ダンスパフォーマンス	10	11:10	11:20	1	0	0	0	0	0	○	0		
実行委員会 4	—	予備時間	—	20	11:20	11:40										
公募 6	8	FAMよこはまアフタースクール	Hiphopダンスとマット運動	10	11:40	11:50	1	0	0	0	0	0	○	0	ウレタンマット 4 枚持込み	
公募 7	9	NaLiko o Pikake	ダンス	10	11:50	12:00	2	0	2	0	0	0	○	0		
公募 8	10	平沼マーチングバンド	楽器演奏	10	12:00	12:10	1	0	1	0	0	0	○	0		
公募 9	11	GOATダンススタジオ	Hiphopダンス	10	12:10	12:20	1	0	0	0	0	0	○	0	場ミリ設置	
公募10	12	リノブア	フラダンス	10	12:20	12:30	0	0	0	0	0	0	○	0		
実行委員会 5	—	予備時間	—	20	12:30	12:50										
公募11	13	横浜市立西前小学校	なわとび	10	12:50	13:00	1	0	0	0	0	0	○	0		
公募12	14	こころビーイング	気功	10	13:00	13:10	1	0	0	0	0	0	○	0		
公募13	15	キッズワークダンスチーム	キッズダンス	10	13:10	13:20	1	0	1	0	0	0	○	0		
公募14	16	横浜市立宮谷小学校 3年 1 組	けん玉パフォーマンス	10	13:20	13:30	3	0	0	0	0	0	○	0		
公募15	17	真希バレエアカデミー	クラシックバレエ	10	13:30	13:40	1	0	0	0	0	0	○	0		
実行委員会 6	—	予備時間	—	20	13:40	14:00										
公募16	18	陳氏太極拳	演武	10	14:00	14:10	1	0	0	0	0	0	○	0		
公募17	19	にしく名・達の会 (Onethingcrew わんしんぐく るー)	ゴスペルダンス	10	14:10	14:20	1	2	2	0	0	0	○	0	ギターのライン接続あり	○
公募18	20	帰ってきたシン・サムクック・ グループ	ソウルバンド	10	14:20	14:30	1	2	3	0	0	0		0	ギターのライン接続あり	○
公募19	21	モノリス	フォーク・ロック	10	14:30	14:40	0	7	7	0	0	0		0	ギターのライン接続あり	○
公募20	22	パパパパパピー	みんなのうた・ポップス	10	14:40	14:50	3	0	3	0	0	1		2	ギターのライン接続あり	○
実行委員会 7	23	予備時間		10	14:50	15:00										
実行委員会 8	24	閉会宣言		0	15:00	15:00	1	0	1	0	0	0		0		－
小雨出演不可		最大数量 →					3	7	7	2	0	15	－	2		

※上記に加え、
・本部にワイヤレスマイク2本、卓上マイクスタンド2本を常設
・ステージ下にワイヤレスマイク1本、マイクスタンド1本をセットで常設

ステージ設営図① ステージ全体図

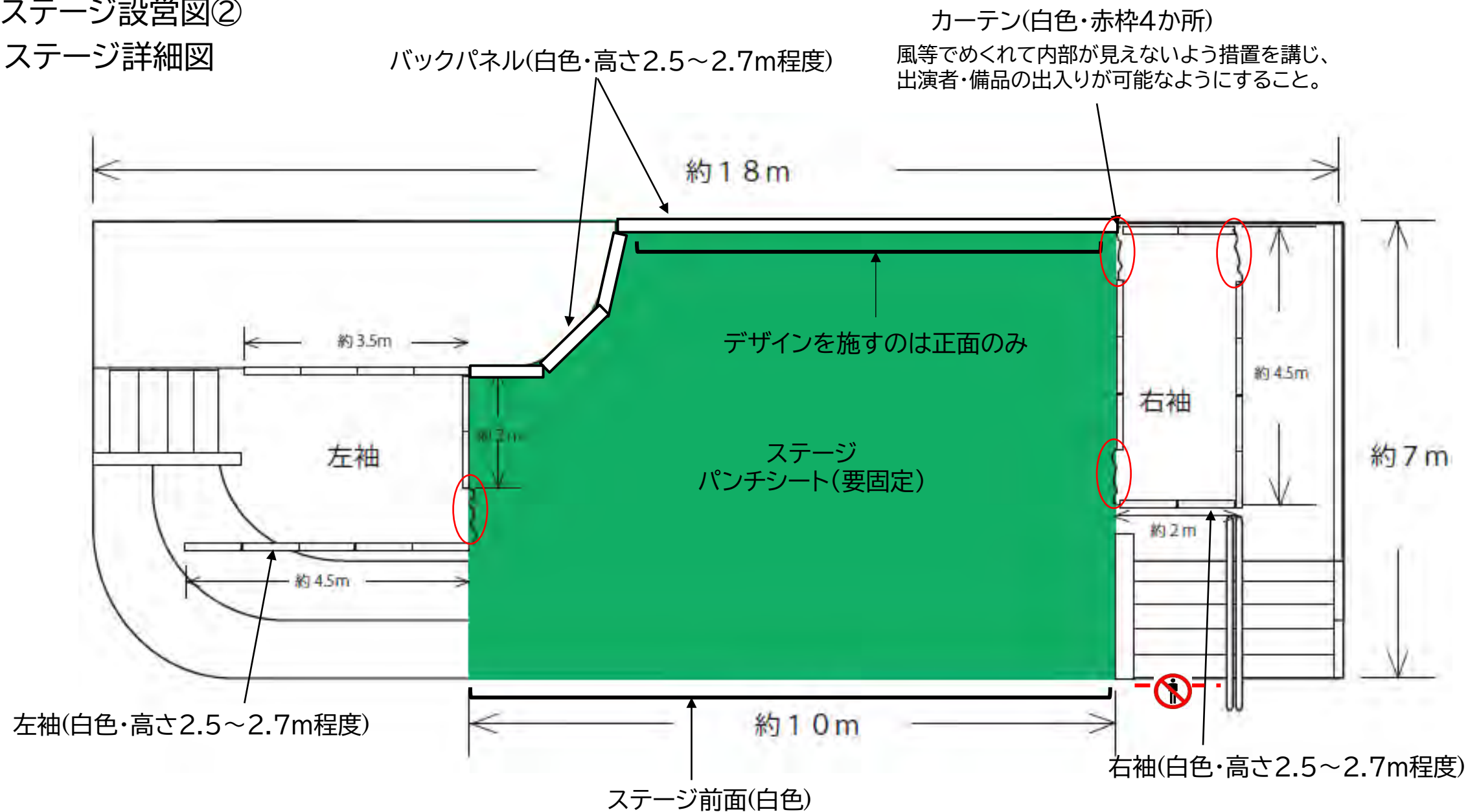
備品置場
・パイプ椅子
・長机

※マイク・スタンドは
音響付近で管理

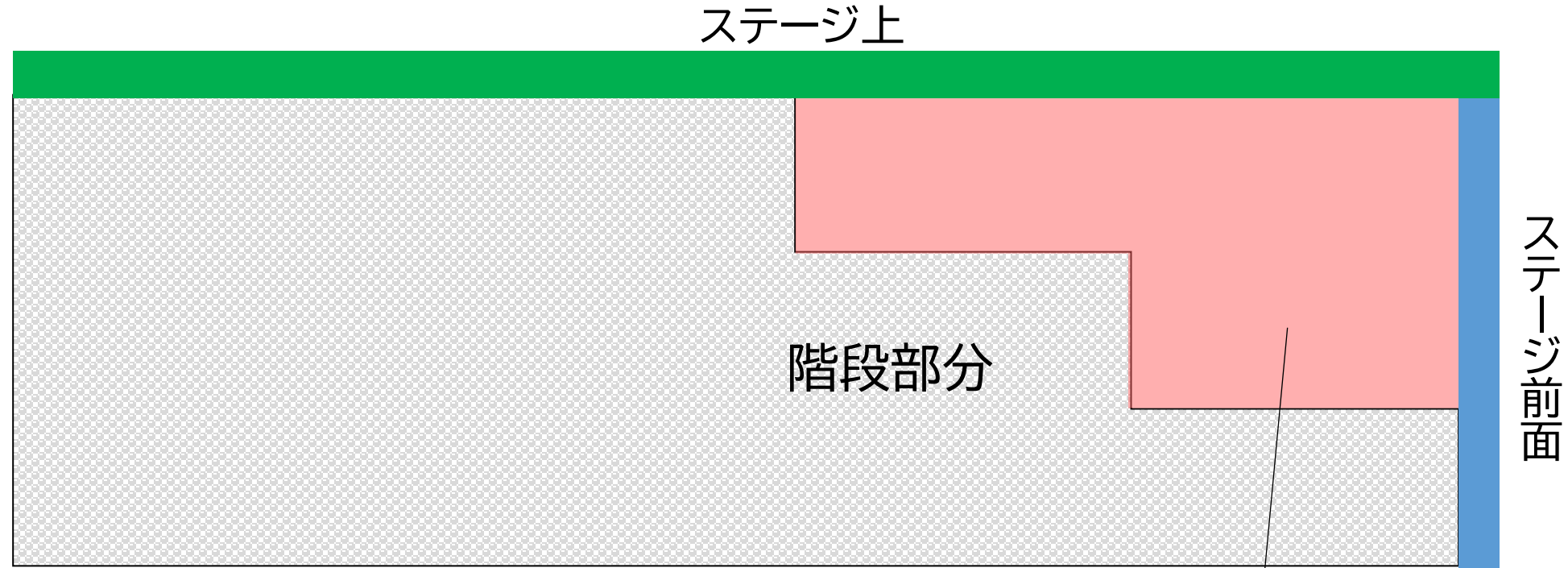


ステージ設営図②
ステージ詳細図

別紙10



ステージ断面図(イメージ図)



※図はイメージであり縮尺等は考慮していない。

受託者は事前に現地確認等を行い、施工方法などを検討のうえ設営すること。

階段の段差部分(赤色)を平らな状態にしてステージを設営すること。

なお、出演者のパフォーマンスに耐えうる強度で施工すること。

※ダンスチームによるダンスパフォーマンスあり

ステージ設営図④
設営イメージ写真
(R6年度)



※バックパネル正面部分と同サイズで製作すること

8.1m 程度

第51回西区民まつり

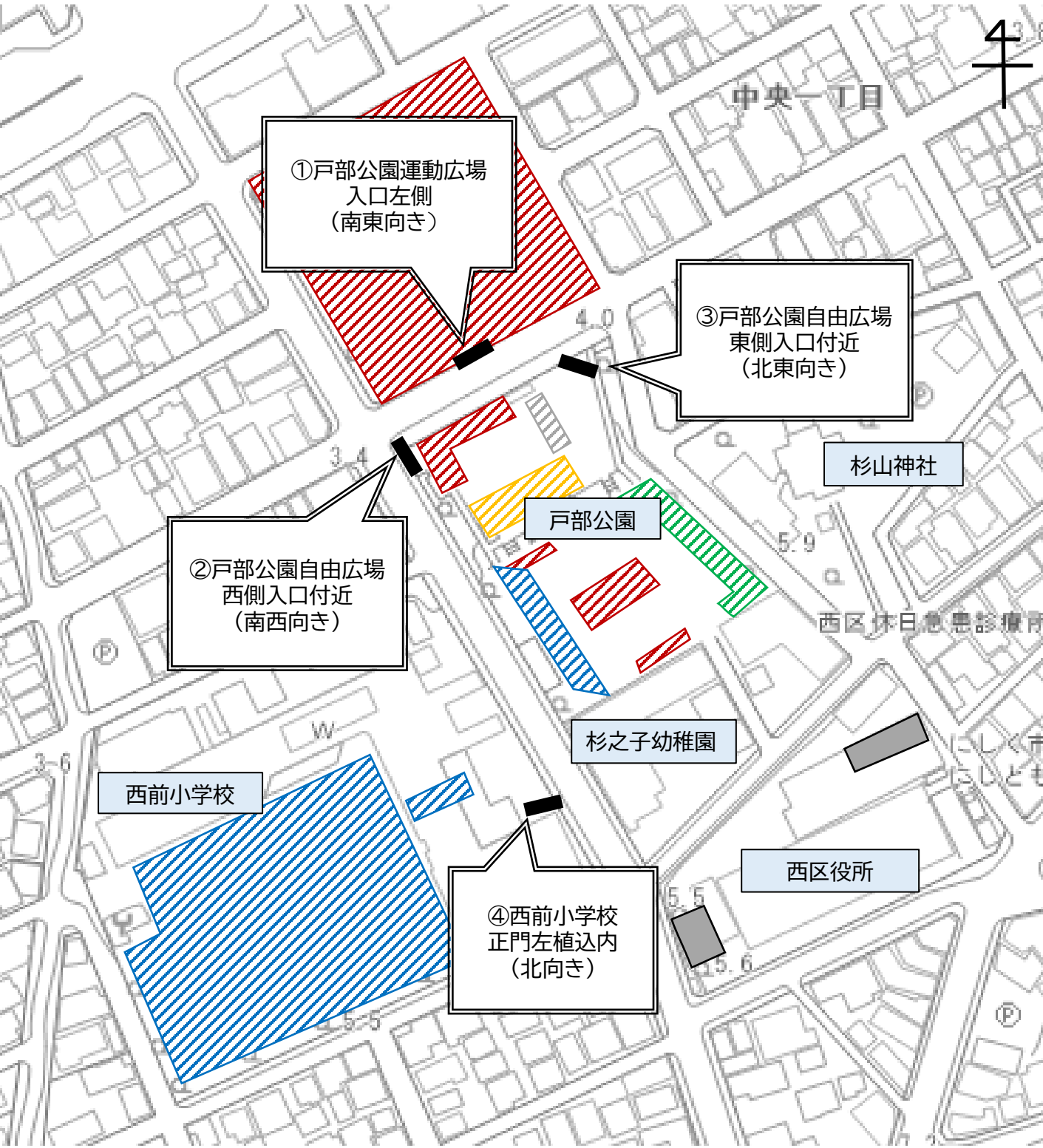
協賛企業・団体ロゴマークを掲載

ロゴデータは別途委託者から提供(配置等の指示あり)

観客席からの視認性(高さ・角度)を考慮したうえで、左右・下部は余白を設けること

2.5
↓
2.7
m
程度

会場案内看板設置図



①浅間コース 浅間町営業所

6種類
(5か所)

西区民まつり無料シャトルバス

臨時停留所

ルート

1

浅間コース



ここは

浅間町営業所

です

浅間町営業所

↓3分

浅間寺前

↓17分

まつり会場前

まつり会場行き時刻表

9	20	
10	05	40
11	15	50
12	25	
13	50	
14		

※道路交通事情により遅れる場合があります。

西区民まつり実行委員会

①浅間コース 浅間寺前

西区民まつり無料シャトルバス
ルート 臨時停留所

①

浅間コース



ここは

浅間寺前

です

まつり会場行き時刻表

浅間寺前	9	23	
	10	08	43
	11	18	53
	12	28	
	13	53	
まつり会場前	14		



17分

※道路交通事情により遅れる場合があります。
※会場発のお帰りの便は浅間寺には止まりません。

西区民まつり実行委員会

①浅間コース まつり会場前

西区民まつり無料シャトルバス
ルート 臨時停留所

1

浅間コース



ここは
まつり会場前
です

浅間町営業所行き時刻表

まつり会場前	9		
	10		
↓ 15分	11	00	35
	12	10	
浅間町 営業所	13		
	14	10	40
	15	15	

※道路交通事情により遅れる場合があります。
※会場発のお帰りの便は浅間寺には止まりません。

西区民まつり実行委員会

②循環コース 一本松小学校正門前

西区民まつり無料シャトルバス
ルート 臨時停留所

②

循環コース



ここは
**一本松小学校
正門前**
です

一本松小学校 正門前		まつり会場前行き時刻表	
↓ 15分	横浜美術館	9	10
		10	10
↓ 15分	まつり会場前	11	40
		12	40
		13	
		14	

※道路交通事情により遅れる場合があります。
西区民まつり実行委員会

②循環コース 横浜美術館

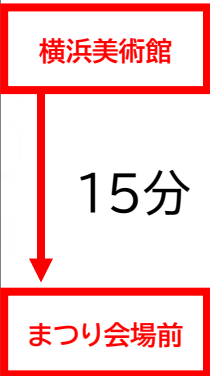
西区民まつり無料シャトルバス
ルート 臨時停留所



循環コース



ここは
横浜美術館
です



まつり会場前行き時刻表	
9	25
10	25
11	55
12	55
13	
14	

※道路交通事情により遅れる場合があります。

西区民まつり実行委員会

②循環コース まつり会場前

西区民まつり無料シャトルバス
臨時停留所

ルート

②

循環コース



ここは

まつり会場前
です

一本松小学校正門前
横浜美術館

行き時刻表

まつり会場前

25分

一本松小学校
正門前

15分

横浜美術館

9	
10	
11	15
12	15
13	
14	15
15	15

※道路交通事情により遅れる場合があります。

西区民まつり実行委員会

無料シャトルバス 臨時バス停留所看板設置場所

別紙16



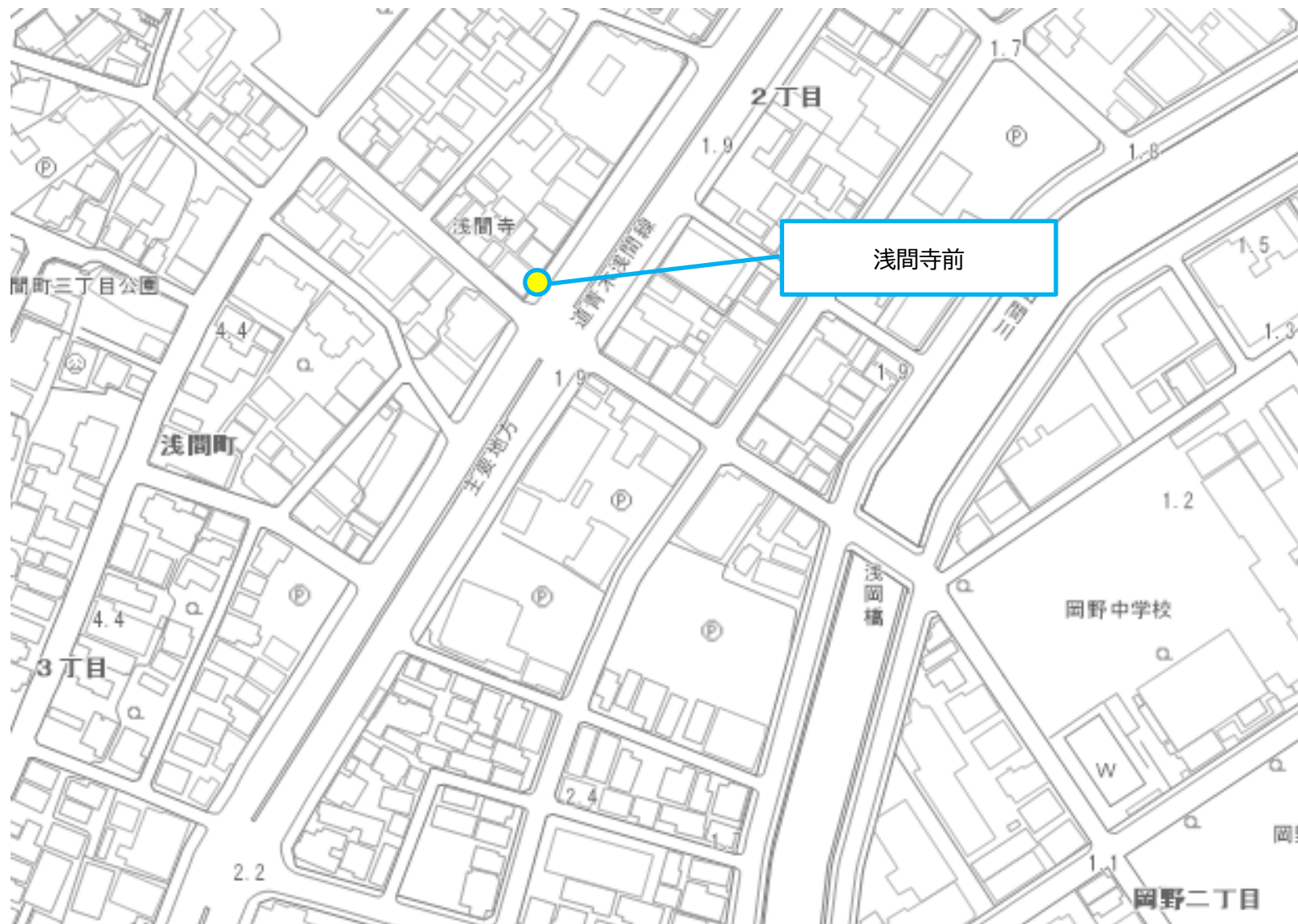
臨時バス停留所看板設置場所【まつり会場前】



臨時バス停留所看板設置場所【浅間町営業所】



臨時バス停留所看板設置場所【浅間寺前】



臨時バス停留所看板設置場所【一本松小学校正門前】



臨時バス停留所看板設置場所【横浜美術館】



ルート① 浅間コース(ルートカラー:青)

時間	浅間町営業所	浅間寺前	まつり会場前
9	20	23	
10	05 40	08 43	
11	15 50	18 53	00 35
12	25	28	10
13	50	53	
14			10 40
15			15

ルート② 循環コース(ルートカラー:赤)

時間	一本松小学校	横浜美術館	まつり会場前
9	10	25	
10	10	25	
11	40	55	15
12	40	55	15
13			
14			15
15			15

戸部公園運動広場　くらしの広場テント

別紙18
参考資料



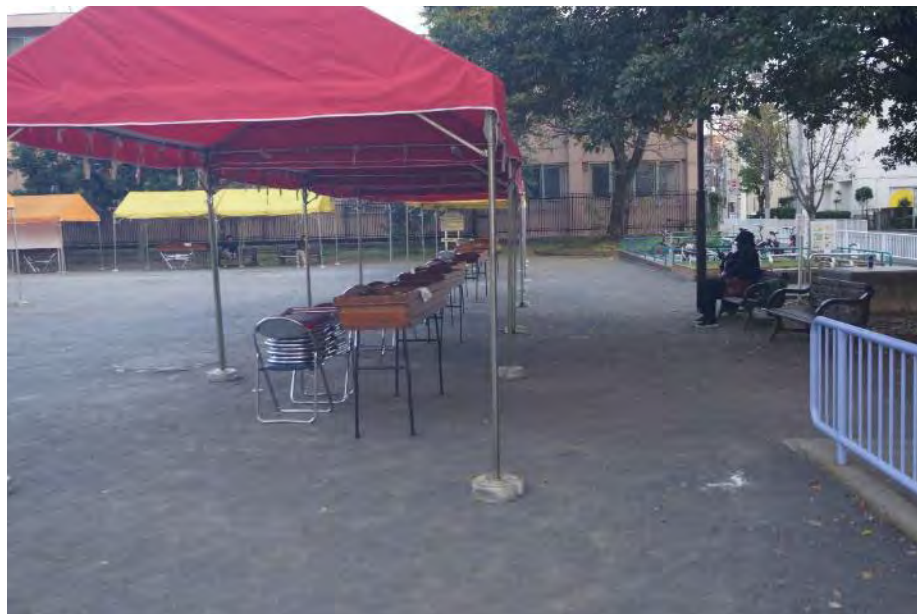
戸部公園自由広場 暮らしの広場テント



戸部公園自由広場 健康ひろばテント



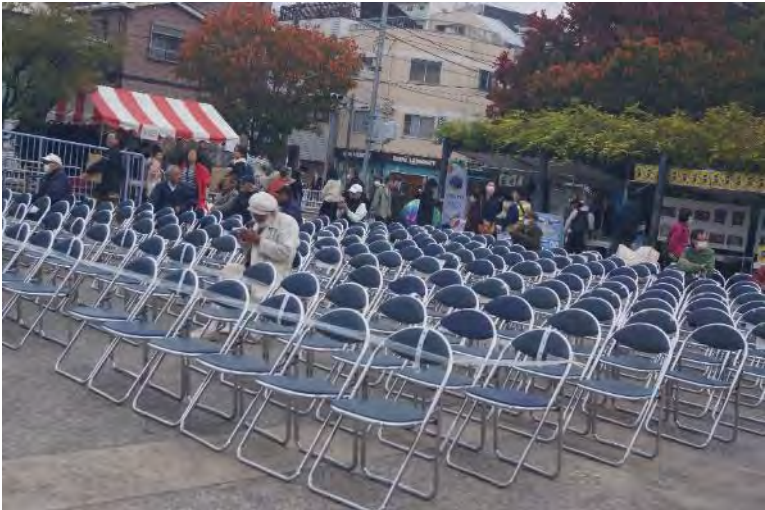
戸部公園自由広場 こどもの広場テント



戸部公園自由広場 本部・音響・控室等



戸部公園自由広場 ステージ



戸部公園自由広場 トイレ(目隠し)



西区役所 臨時駐輪場



案内放送用スピーカー



戸部公園運動広場 電気設備(発電機)



戸部公園自由広場 電気設備(発電機)



ポータブルシンク



会場案内看板



西前小学校 校庭 テント等



臨時バス停留所
まつり会場前(区役所前)※



浅間町営業所前



浅間寺前



※まつり会場前については、R8から、看板が3か所から2か所に変更となっているので注意すること。

一本松小学校正門前



横浜美術館



委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしな

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしな

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、速やかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。
(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。

- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該受託者等以外の者が対象となる確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、当該受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払

を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を

直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。